

# 評価方法基準の改正案に関する意見募集の結果について

平成19年6月27日

<連絡先>

住宅局住宅生産課

(内線 39426)

電話：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、平成19年5月18日から同年5月31日まで、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の改正案に係る意見募集を行いました。募集期間に寄せられたご意見は合計7件でした。頂いたご意見に対する国土交通省の考え方を、以下のとおり取りまとめましたので、公表致します。

## 1. 頂いたご意見の件数

改正案に係るご意見、ご提案等	2件
改正案に係るもの以外のご意見、ご提案等	5件
合 計	7件

## 2. 主なご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	第5 1-1 (3) ロ 「保有水平耐力計算等」とあるが定義が必要ではないか。	解説書に具体的に記載します。
02	第5 1-1 (3) ロ① 平成19年国土交通省告示第594号第4号5号ロについて倍率を乗じる読み替えはないのか。	平成19年国土交通省告示第594号第4号5号ロは、保有水平耐力（上部構造のメカニズム時耐力）と等しい層せん断力分布が作用するときに全体転倒の崩壊メカニズムとならないことを確認するものであり、作用する外力の大きさによらないものです。したがって、倍率を乗ずる必要はありません。